

重要事項説明書

記入年月日	令和6年7月1日
記入者名	川辺 真佐子
所属・職名	事務室・事務長

1 事業主体概要

名称	(ふりがな) しゃかいいりょうほうじん みすぎかい 社会医療法人 美杉会		
主たる事務所の所在地	〒 573-1124 大阪府枚方市養父東町65番1号		
連絡先	電話番号／FAX番号	072-864-1811/072-868-3844	
	メールアドレス	honbu@misugikai.jp	
	ホームページアドレス	http:// www.misugikai.jp	
代表者（職名／氏名）	理事長 / 佐藤 真杉		
設立年月日	平成 6年12月22日		
主な実施事業	※別添1（別に実施する介護サービス一覧表）		

2 有料老人ホーム事業の概要

(住まいの概要)

名称	(ふりがな) ゆうりょうろうじんほーむ ふいおーれみすぎ 有料老人ホーム フィオーレ美杉		
届出・登録の区分	有料老人ホーム設置時の老人福祉法第29条第1項に規定する届出		
有料老人ホームの類型	介護付（一般型特定施設入居者生活介護を提供する場合）		
所在地	〒 573-1137 大阪府枚方市西招提町1255番地		
主な利用交通手段	京阪電車「樟葉」駅より京阪バスで10分、「養父ヶ丘」下車、徒歩5分		
連絡先	電話番号／FAX番号	072-864-0108 ／ 072-864-0109	
	メールアドレス	fiore_misugi@utopia.ocn.ne.jp	
	ホームページアドレス	http:// misugikai.jp/fiore	
管理者（職名／氏名）	施設長 ／ 江里口 伸		
有料老人ホーム事業 開始日／届出受理日	平成 23年4月1日	／	平成 22年1月4日 高施1603号

(特定施設入居者生活介護の指定)

特定施設入居者生活介護 介護保険事業者番号	2772405284	所管している自治体名	枚方市
特定施設入居者生活介護 指定日	平成 23年4月1日		
介護予防 特定施設入居者生活介護 介護保険事業者番号	2772405284	所管している自治体名	枚方市
介護予防 特定施設入居者生活介護 指定日	平成 23年4月1日		

3 建物概要

土地	権利形態	賃借権	抵当権	なし	契約の自動更新	あり				
	賃貸借契約の期間	平成	23年4月			～ 令和	43年3月			
	面積	4,768.1 m ²								
建物	権利形態	所有権	抵当権	なし	契約の自動更新					
	賃貸借契約の期間	～								
	延床面積	3,724.0 m ² （うち有料老人ホーム部分 3,353.7 m ² ）								
	竣工日	平成	23年2月28日			用途区分	有料老人ホーム			
	耐火構造	耐火建築物		その他の場合：						
	構造	鉄筋コンクリート造		その他の場合：						
	階数	3 階（地上 3 階、地階 階）								
	サ高住に登録している場合、登録基準への適合性									
居室の状況	総戸数	80 戸		届出又は登録（指定）をした室数			80室（80室）			
	部屋タイプ	トイレ	洗面	浴室	台所	収納	面積	室数	備考（部屋タイプ、相部屋の定員数等）	
	一般居室個室	○	○	×	×	×	19.5m ²	80	1人部屋	
共用施設	共用トイレ	4 ケ所		うち男女別の対応が可能なトイレ				1 ケ所		
				うち車椅子等の対応が可能なトイレ				3 ケ所		
	共用浴室	大浴場 0 ケ所		個室 6 ケ所						
	共用浴室における介護浴槽	機械浴 1 ケ所		チェアー浴 0 ケ所			その他：個浴6ヶ所			
	食堂	2 ケ所		面積 198.4 m ²			入居者や家族が利用できる調理設備		なし	
	機能訓練室	3 ケ所		面積 63.5 m ²						
	エレベーター	あり（ストレッチャー対応）						2 ケ所		
	廊下	中廊下 2.2 m		片廊下		m				
	汚物処理室	3 ケ所								
	緊急通報装置	居室	あり	トイレ	あり	浴室	あり	脱衣室 あり		
		通報先	ケアステーション			通報先から居室までの到着予定時間 1分				
	その他	面談室、洗濯室、理美容室、健康管理室、エントランスホール、駐車場								
消防用設備等	消火器	あり	自動火災報知設備 あり			火災通報設備 あり				
	スプリンクラー	あり	なしの場合（改善予定時期）							
	防火管理者	あり	消防計画		あり	避難訓練の年間回数 2 回				

4 サービスの内容

(全体の方針)

運営に関する方針		指定特定施設入居者生活介護の提供にあたって、要介護状態の利用者に対し、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練および療養上の世話を行うことにより、要介護状態となった場合でもその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるように必要な援助を行う。 指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供にあたって、要支援状態の利用者に対し、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練および療養上の世話を行うことにより、要支援状態となった場合でも自立した日常生活を営むことができるように利用者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持または向上を目指すものとする。
サービスの提供内容に関する特色		事業所の管理者、生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員、計画作成担当者およびその他の従業者（以下「指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕従事者」という）が、要介護状態〔要支援状態〕の利用者に対し、適切な指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕を提供する。
サービスの種類	提供形態	委託業者名等
入浴、排せつ又は食事の介護	自ら実施	
食事の提供	自ら実施	
調理、洗濯、掃除等の家事の供与	自ら実施	
健康管理の支援（供与）	自ら実施	
状況把握・生活相談サービス	自ら実施	
提供内容		状況把握サービスの内容：24時間スタッフが常駐し、居室への巡回を行っている。 生活相談サービスの内容：生活相談員が日中、随時受け付けており、相談内容が専門的な場合、専門機関等を紹介する。
サ高住の場合、常駐する者		
健康診断の定期検診	自ら実施・委託	佐藤医院在宅医療部ほか
	提供方法	年2回健康診断の機会付与
利用者の個別的な選択によるサービス		※別添2（有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表）
虐待防止		①虐待防止に関する責任者を選定しています。 【施設長：江里口 伸】 ②成年後見制度の利用を支援します。 ③苦情解決体制を整備しています。 ④従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。 ⑤当該事業所又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

身体的拘束	①身体的拘束は原則禁止としており、三原則（切迫性・非代替性・一時性）に照らし、緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合、入居者の身体状況に応じて、その方法、期間（最長で1月）を定め、それらを含む入居者の状況、行う理由を記録し、経過観察を行います。家族等へ説明を行い、同意をいただきます。（継続して行う場合は概ね1月毎行います。） ②2週間に1回以上、ケース検討会議等を開催し、入居者の状態、身体拘束等の廃止及び改善取組等について検討します。 ③1月に1回以上、身体的拘束廃止委員会を開催し、施設全体で身体拘束等の廃止に取り組みます。 ④身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。 ・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。 ・身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。 ・介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。
非常災害対策	①事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。 非常災害対策に関する担当者（防火管理者） 職・氏名：（ 施設長 江里口 伸 ） ②非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。 ③定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。 避難訓練実施時期：（毎年2回 7月・12月）

（介護サービスの内容）

特定施設サービス計画及び介護予防 特定施設サービス計画等の作成		①利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた（介護予防）特定施設入居者生活介護計画を作成します。 ②（介護予防）特定施設入居者生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得たうえで交付します。 ③それぞれの利用者について、（介護予防）特定施設入居者生活介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。 ④計画に記載しているサービス提供期間が終了するまでに、少なくとも1回は、計画の実施状況の把握（「モニタリング」という。）を行います。 ⑤計画作成後は実施状況の把握を行い、必要に応じて計画の変更を行います。
日常生活上の世話	食事の提供及び介助	利用者ごとの栄養状態を定期的に把握し、個々の利用者の栄養状態に応じた栄養管理を行い、摂食・嚥下機能その他の利用者の身体状況に配慮した適切な食事を提供します。
	入浴の提供及び介助	入浴又は清拭を行います。身体状況により、個別浴槽・特殊浴槽を使用して入浴することができます。
	排泄介助	自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。（排泄パターンの把握、適時誘導）
	離床・着替え・整容等の日常生活上の世話	離床：寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。 着替：生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 整容：清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。
	移動・移乗介助	あり 介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへ移乗の介助を行います。
	服薬介助	あり 介助が必要な利用者に対して、配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。
機能訓練	日常生活動作を通じた訓練	利用者の能力に応じて、食事、入浴、排せつ、更衣などの日常生活動作を通じた訓練を行います。
	レクリエーションを通じた訓練	利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。
	器具等を使用した訓練	あり 利用者の能力に応じて、機能訓練指導員が作成した機能訓練計画にそって器械・器具等を使用した訓練を行います。

その他	創作活動など	あり 利用者の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動等の場を提供します。
	健康管理	①看護職員により入所者の状況に応じて適切な措置を講じます。 ②外部の医療機関に通院する場合はその介助について出来る限り配慮します。
	相談及び援助	入所者とその家族からの相談に応じます。
施設の利用に当たっての留意事項		①持ち込みの制限 利用にあたり、刃物・危険物・その他事業所が持ち込みを認めないものは原則として持ち込むことができません。 ②面会 面会時間は、原則9時から20時（日祝日は17時）となります。来訪者は、必ずその都度「来訪カード」にご記入下さい。なお、来訪される場合、生もの等の持ち込みはご遠慮下さい。 ③事業所・設備の使用上の注意（契約書第11条、第12条参照） ・居室及び共用設備、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。 ・故意またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、事業所、設備を壊したり、汚したりした場合、利用者に自己負担により原状に復していただくか、または相当の代価をお支払いいただく場合があります。 ・当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動などを行うことはできません。 ④喫煙 事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はご遠慮下さい。
心身の状況の把握		(介護予防)特定施設入居者生活介護の提供にあたっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、入居者の心身の状況、その置かれている環境、他の保険医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。
居宅介護支援者等との連携		①(介護予防)特定施設入居者生活介護の提供にあたり、居宅介護支援事業者及び保険医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。 ②サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する(介護予防)特定施設入居者生活介護計画の写しを、入居者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。 ③サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します(短期利用のみ)。
施設における衛生管理等		①(介護予防)特定施設入居者生活介護の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。 ②(介護予防)特定施設入居者生活介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じます。 ③食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
従業者の禁止行為		従業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。 ①医療行為(ただし看護職員、機能訓練指導員が行う診療の補助行為を除く。) ②利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり ③利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受 ④身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く) ⑤その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

サービスにあたっての留意事項	①サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。 ②利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。 ③利用者及び家族の意向を踏まえて、「（介護予防）特定施設入居者生活介護計画」を作成します。なお、作成した「（介護予防）特定施設入居者生活介護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いいたします。 ④サービス提供は「（介護予防）特定施設入居者生活介護計画」に基づいて行います。なお、「（介護予防）特定施設入居者生活介護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができません。 ⑤（介護予防）特定施設入居者生活介護従業者に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。	
その他運営に関する重要事項	サービス向上のため職員に対し、初任者、人権、身体拘束、虐待、感染症、食中毒、事故・苦情対応、認知症ケア、介護技術等の研修を実施しています。	
短期利用特定施設入居者生活介護の提供	なし	
人員配置が手厚い介護サービスの実施	なし	（介護・看護職員の配置率） 2.5 : 1 以上

（併設している高齢者居宅生活支援事業者）

【併設している高齢者居宅生活支援事業者がない場合は省略】

事業所名称	(ふりがな) _____
事業所の所在地	_____
事業者名	(ふりがな) _____
併設内容	_____

（連携及び協力している高齢者居宅生活支援事業者）

【連携及び協力している高齢者居宅生活支援事業者の提供を行っていない場合は省略】

事業所名称	(ふりがな) _____
事業所の所在地	_____
事業者名	(ふりがな) _____
連携内容	_____

(医療連携の内容)※治療費は自己負担

医療支援	救急車の手配、入退院の付き添い	
	その他の場合：	
協力医療機関	名 称	社会医療法人美杉会 佐藤病院
	住 所	大阪府枚方市養父東町65番1号
	診 療 科 目	内科、呼吸器内科、循環器内科、消化器内科、血液内科、糖尿病内科、腎臓内科（人工透析）、神経内科、外科、呼吸器外科、消化器外科、乳腺外科、肛門外科、整形外科、脳神経外科、形成外科、腫瘍外科、内視鏡外科、アレルギー科、リウマチ科、小児科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線診断科、放射線治療科、救急科、泌尿器科（男性不妊治療）、麻酔科（全31診療科）
	協 力 内 容	急変時の対応
		その他の場合
	名 称	社会医療法人美杉会 男山病院
	住 所	京都府八幡市男山泉19番地
	診 療 科 目	内科、消化器内科、血液内科、糖尿病内科、腎臓内科（人工透析）、脳神経内科、外科、呼吸器外科、乳腺外科、肛門外科、整形外科、脳神経外科、形成外科、リウマチ科、小児科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科、緩和ケア内科（全23診療科）
	協 力 内 容	急変時の対応
		その他の場合
協力歯科医療機関	名 称	富田歯科医院
	住 所	大阪府枚方市宮之阪3丁目1-30
	協 力 内 容	訪問診療
		その他の場合

（入居に関する要件）

入居対象となる者	要支援、要介護		
留意事項	・介護保険で要支援（１・２）または要介護（１～５）と認定されている方 ・原則として満６５歳以上の方 ・複数入居者における共同生活を営むことに概ね支障のない方 ・著しい自傷他傷のおそれのない方 ・常時医療的処置を必要としない方 ・健康保険加入の方		
契約の解除の内容	①入居者が死亡したとき ②事業者が第２９条（事業者からの契約解除）に基づき解除を通告し、予告期間が満了したとき ③入居者が第３０条（入居者からの解約）に基づき解約を行ったとき		
事業主体から解約を求める場合	解約条項		（事由） ①入居申込書に虚偽の事項を記載する等の不正手段により入居したとき ②月払いの利用料その他の支払いを正当な理由なく、しばしば遅延するとき ③第２０条（禁止又は制限される行為）の規定に違反したとき ④入居者の行動が、他の入居者の生命に危害を及ぼす恐れがあり、かつ、入居者に対する通常の介護方法ではこれを防止することができないとき ⑤入居者が３ヶ月を超えて病院または診療所に入院すると見込まれるときまたは入院したとき （手続き） ①契約解除の通告について３ヶ月の予告期間をおく ②前号の通告に先立ち、入居者及び身元引受人等に弁明の機会を設ける ③解除通告に伴う予告期間中に、入居者の移転先の有無について確認し、移転先がない場合には入居者や身元引受人等、その他関係者・関係機関と協議し、移転先の確保について協力する
			解約予告期間 ３ヶ月
入居者からの解約予告期間	３０ 日前		
体験入居	あり	内容	内容：１泊２日７,０００円 昼・夕・朝食代含 空き室がある場合のみ可能
入居定員	８０ 人		
その他			

5 職員体制

(職種別の職員数)

	職員数（実人数）			常勤換算人数	兼務している職種名及び人数
	合計	常勤	非常勤		
管理者	1	1		0.5	計画作成担当者1名
生活相談員	1	1		1	
直接処遇職員	35	27	8	32.8	
介護職員	31	24	7	28.8	計画作成担当者2名
看護職員	5	3	2	4	機能訓練指導員1名
機能訓練指導員	1	1		0.5	看護職員1名
計画作成担当者	3	3		1	管理者1名・介護職員2名
栄養士	2	2		2	
調理員	5	2	3	3.8	
事務員	1	1		1	
その他職員	1		1	0.5	
1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数					37.5 時間（介護職員・その他職員） 38.75 時間（上記以外の職種）

(職務内容)

管理者	管理者は、従業者及び実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定される指定（介護予防）特定施設入居者生活介護の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行います。
生活相談員	生活相談員は、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、利用者の社会生活に必要な支援を行います。
直接処遇職員	
介護職員	介護職員は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行います。
看護職員	看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講ずるものとします。
機能訓練指導員	機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための計画を作成します。
計画作成担当者	計画作成担当者は、利用者又は家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、他の特定施設従業者と協議の上、サービスの目標、サービスの内容等を盛り込んだサービス計画を作成します。
栄養士	適切な栄養管理を行います。
調理員	食事の調理を行います。
事務員	介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。
その他職員	介護助手（介護職員の業務支援）

（資格を有している介護職員の人数）

	合計			備考
		常勤	非常勤	
社会福祉士	1	1		
介護福祉士	22	17	5	
介護職員初任者研修修了者	2	1	1	
介護福祉士実務者研修修了者	0	0	0	

（資格を有している機能訓練指導員の人数）

	合計		
		常勤	非常勤
看護師又は准看護師	1	1	
理学療法士			
作業療法士			
言語聴覚士			
柔道整復師			
あん摩マッサージ指圧師			

（夜勤を行う看護・介護職員等の人数）

夜勤帯の設定時間（21時～6時）		
	平均人数	最少時人数（宿直者・休憩者等を除く）
看護職員	人	人
介護職員	4 人	3 人
生活相談員	人	人
	人	人

（特定施設入居者生活介護等の提供体制）

特定施設入居者生活介護の利用者に対する看護・介護職員の割合 （一般型特定施設以外の場合、本欄は省略）	契約上の職員配置比率	2.5 : 1以上
	実際の配置比率 （記入日時点での利用者数：常勤換算職員数）	2.5 : 1
外部サービス利用型特定施設である有料老人ホームの介護サービス提供体制（外部サービス利用型特定施設以外の場合、本欄は省略）	ホームの職員数	人
	訪問介護事業所の名称	
	訪問看護事業所の名称	
	通所介護事業所の名称	

(職員の状況)

管理者		他の職務との兼務				なし					
		業務に係る資格等		あり	資格等の名称		介護福祉士				
		看護職員		介護職員		生活相談員		機能訓練指導員		計画作成担当者	
		常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
前年度1年間の採用者数				5	3						
前年度1年間の退職者数				1	1						
職業業務に従事した経験年数に応じた人数	1年未満			1							
	1年以上3年未満			1	2						
	3年以上5年未満			5	1						
	5年以上10年未満			7	1	1					
	10年以上	3	2	11	2			1		3	
備考											
従業員の健康診断の実施状況				あり							

6 利用料金

(利用料金の支払い方法)

居住の権利形態		利用権方式	
利用料金の支払い方式		一部前払い・一部月払い方式	
		選択方式の内容 ※該当する方式を全て選択	月払い式
年齢に応じた金額設定		なし	
要介護状態に応じた金額設定		なし	
入院等による不在時における利用料金（月払い）の取扱い		あり	
		内容：食費、管理費について日割り計算で減額	
利用料金の改定	条件	経済状況の変化その他やむを得ない事由がある場合	
	手続き	運営懇談会の意見を聴く	

(代表的な利用料金のプラン)

			プラン 1	プラン 2
入居者の状況	要介護度		要支援1	要介護3
	年齢		65歳以上	65歳以上
居室の状況	部屋タイプ		一般居室個室	一般居室個室
	床面積		19.5㎡	19.5㎡
	トイレ		あり	あり
	洗面		あり	あり
	浴室		なし	なし
	台所		なし	なし
	収納		なし	なし
入居時点で必要な費用	前払金（家賃、介護サービス費等）		3,000,000円	3,000,000円
月額費用の合計			186,677円	204,536円
家賃			82,000円	82,000円
サービス費用	特定施設入居者生活介護※の費用		（要支援1）7,667円	（要介護3）25,526円
	介護保険外	食費	54,000円	54,000円
		管理費	39,200円	39,200円
		ベッドレンタル代	3,600円	3,600円
		レク費	210円	210円
		介護保険外費用	別添2のとおり	別添2のとおり
備考 介護保険費用は利用者の所得等に応じて負担割合が変わります。 ※介護予防・地域密着型の場合を含む。詳細は別添3のとおりです。 上記表示金額は、消費税込の表記です。				

（利用料金の算定根拠等）

家賃	建物取得費、固定資産税、共用部分の器具・什器、修繕積立費	
敷金	家賃の	ヶ月分
	解約時の対応	
前払金	家賃相当額の前払い金及び想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する額として	
食費	厨房維持費及び1日3食を提供する為の費用	
管理費	水光熱費、事務管理費、共用施設維持費	
レク費	レクリエーション材料費	
介護保険外費用		
利用者の個別的な選択によるサービス利用料	別添2の通り	
その他のサービス利用料		

（特定施設入居者生活介護に関する利用料金の算定根拠）

特定施設入居者生活介護※に対する自己負担	基本報酬、加算の利用者負担分
利用者の個別的な選択によるサービス利用料	別添2の通り
特定施設入居者生活介護※における人員配置が手厚い場合の介護サービス（上乘せサービス）	
※ 介護予防・地域密着型の場合を含む。	

（前払金の受領） ※前払金を受領していない場合は省略

想定居住期間（償却年月数）		60ヶ月
償却の開始日		入居日
想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する額（初期償却額）		45万円
初期償却率（％）		15%
返還金の算定方法	入居後3月以内の契約終了	全額返還
	入居後3月を超えた契約終了	（300万円-45万円）-｛（300万円-45万円）×（入居月数/60ヶ月）｝ ただし、1月に満たない入居月については切り上げるものとします
前払金の保全先	1 連帯保証を行う銀行等の名称	京都信用金庫

7 入居者の状況

(入居者の人数)

年齢別	6 5 歳未満	0 人
	6 5 歳以上 7 5 歳未満	1 人
	7 5 歳以上 8 5 歳未満	12 人
	8 5 歳以上	63 人
要介護度別	自立	0 人
	要支援 1	5 人
	要支援 2	4 人
	要介護 1	18 人
	要介護 2	14 人
	要介護 3	15 人
	要介護 4	16 人
	要介護 5	4 人
入居期間別	6 か月未満	16 人
	6 か月以上 1 年未満	13 人
	1 年以上 5 年未満	28 人
	5 年以上 1 0 年未満	14 人
	1 0 年以上	5 人
喀痰吸引の必要な人／経管栄養の必要な人		1 人 / 人
入居者数		76 人

(入居者の属性)

性別	男性	19 人		女性	57 人	
男女比率	男性	25 %		女性	75 %	
入居率	95 %		平均年齢	89.7 歳	平均要介護度	2.3

(前年度における退居者の状況)

退居先別の人数	自宅等	1 人
	社会福祉施設	0 人
	医療機関	2 人
	死亡者	25 人
	その他	3 人
生前解約の状況	施設側の申し出	0 人
		(解約事由の例)
	入居者側の申し出	6 人
		(解約事由の例) 他施設転居

8 苦情・事故等に関する体制

(利用者からの苦情・虐待に対する窓口等の状況)

窓口の名称（設置者）		事務室
電話番号 / F A X		072-864-0108 / 072-864-0109
対応している時間	平日	9 : 00～17 : 00
	土曜	9 : 00～17 : 00
	日曜・祝日	
定休日		年末年始（12/30午後～1/3）
窓口の名称（保険者市町村）		枚方市健康福祉部地域健康寿命推進室（長寿・介護保険課）
電話番号 / F A X		072-841-1460 / 072-844-0315
対応している時間	平日	9 : 00～17 : 30
定休日		土日祝日・年末年始
窓口の名称 （大阪府国民健康保険団体連合会）		大阪府国民健康保険団体連合会
電話番号 / F A X		06-6949-5418 /
対応している時間	平日	9 : 00～17 : 00
定休日		土日祝日
窓口の名称（苦情）		枚方市健康福祉部 介護認定給付課
電話番号 / F A X		072-841-1460 / 072-844-0315
対応している時間	平日	9 : 00～17 : 30
定休日		土日祝日・年末年始
窓口の名称（事故）		枚方市健康福祉部福祉指導監査課
電話番号 / F A X		072-841-1468 / 072-841-1322
対応している時間	平日	9 : 00～17 : 30
定休日		土日祝日・年末年始
窓口の名称（虐待）		枚方市健康福祉部 健康福祉総合相談課
電話番号 / F A X		072-841-1401 / 072-841-5711
対応している時間	平日	9 : 00～17 : 30
定休日		土日祝日・年末年始

(サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応)

損害賠償責任保険の加入状況	加入先	福祉事業者総合賠償責任補償制度（社会福祉法人大阪府社会福祉協議会）
	加入内容	人格権侵害・支援事業損害・受託財物損害・初期対応費用
	その他	
賠償すべき事故が発生したときの対応	事故防止対策マニュアルに基づく	
事故対応及びその予防のための指針	あり 事故防止対策マニュアル	

(利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等)

利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況	あり	ありの場合		入居者満足度調査	
		実施日		令和6年1月16日～2月17日	
		結果の開示		あり	
				開示の方法	運営懇談会にて報告
第三者による評価の実施状況	なし	ありの場合			
		実施日			
		評価機関名称			
		結果の開示			
				開示の方法	

9 入居希望者への事前の情報開示

入居契約書の雛形	入居希望者に公開
重要事項説明書の雛形	入居希望者に公開
管理規程	入居希望者に公開
事業収支計画書	入居希望者に公開
財務諸表の要旨	入居希望者に公開
財務諸表の原本	公開していない

10 その他

運営懇談会	あり	ありの場合			
		開催頻度	年 2 回		
		構成員	入居者、家族、施設長、職員		
		なしの場合の代替措置の内容			
提携ホームへの移行	なし	ありの場合の提携ホーム名			
個人情報の保護	【利用者及びその家族に関する秘密の保持について】 ①事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ②事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。 【個人情報の保護について】 ①事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。 ②事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）				
緊急時等における対応方法	サービス利用中、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、協力医療機関に救急搬送等、必要な措置を行います。				
サービス提供に関する記録	①（介護予防）特定施設入居者生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービス内容等の記録を行うこととし、その記録はサービスを提供した日から5年間保存します。 ②利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。				
大阪府福祉のまちづくり条例に定める基準の適合性	適合	不適合の場合の内容			
枚方市有料老人ホーム設置運営指導指針「規模及び構造設備」に合致しない事項	なし				
合致しない事項がある場合の内容					
「7. 既存建築物等の活用の場合等の特例」への適合性	代替措置等の内容				
合致しない事項がある場合の入居者への説明					
上記項目以外で合致しない事項	なし				
合致しない事項の内容					
代替措置等の内容					
合致しない事項がある場合の入居者への説明					

添付書類：別添１（事業主体が枚方市で実施する他の介護サービス）

別添２（有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表）

別添３（特定施設入居者生活介護等に関する利用料金表）

上記の重要事項説明書の内容について、「枚方市有料老人ホーム設置運営指導指針」、「枚方市指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年枚方市条例第48号）」、「枚方市指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年枚方市条例第49号）」の規定に基づき、入居者、入居者代理人に説明を行いました。

説明年月日：	年	月	日
法人名：	社会医療法人 美杉会		
代表者氏名：	理事長 佐藤 眞杉		
事業所名：	有料老人ホーム フィオーレ美杉		
説明者氏名：	印		

上記の重要事項の内容、並びに医療サービス等、その他のサービス及びその提供事業者を自由に選択できることについて、事業者より説明を受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

（入居者）

住所：	
氏名：	印

（身元引受人）

住所：	
氏名：	印

(別添1)事業主体が枚方市で実施する他の介護サービス

介護保険サービスの種類		事業所の名称	所在地
＜居宅サービス＞			
訪問介護	あり	美杉会ホームヘルパースTまきの 美杉会ホームヘルパースTむらの 美杉会ホームヘルパースT長尾	枚方市養父東町65-1 枚方市星丘2-14-31 枚方市藤阪東町3-5-8
訪問入浴介護	あり	美杉会訪問入浴センター	枚方市西招提町2166
訪問看護	あり	美杉会訪問看護STまきの	枚方市養父東町65-1
訪問リハビリテーション	あり	介護老人保健施設美杉	枚方市西招提町2166
居宅療養管理指導	あり	佐藤病院	枚方市養父東町65-1
通所介護	なし		
通所リハビリテーション	あり	介護老人保健施設美杉 介護老人保健施設美樟苑 佐藤病院	枚方市西招提町2166 枚方市養父東町18-30 枚方市養父東町65-1
短期入所生活介護	なし		
短期入所療養介護	あり	介護老人保健施設美杉 介護老人保健施設美樟苑	枚方市西招提町2166 枚方市養父東町18-30
特定施設入居者生活介護	なし		
福祉用具貸与	なし		
特定福祉用具販売	なし		
＜地域密着型サービス＞			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	なし		
夜間対応型訪問介護	なし		
地域密着型通所介護	なし		
認知症対応型通所介護	なし		
小規模多機能型居宅介護	なし		
認知症対応型共同生活介護	あり	グループホーム美杉 グループホームくすのき	枚方市西招提町2166 枚方市養父東町18-30
地域密着型特定施設入居者生活介護	なし		
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	なし		
看護小規模多機能型居宅介護	なし		
居宅介護支援	あり	介護老人保健施設美杉 居宅介護支援事業所 美杉会訪問看護STまきの 居宅介護支援事業所 美杉会訪問看護ST星ヶ丘 居宅介護支援事業所 フルール長尾ケアセンター 介護老人保健施設美樟苑 居宅介護支援事業所	枚方市西招提町2166 枚方市養父東町65-1 枚方市星丘2-14-31 枚方市藤阪東町3-5-8 枚方市養父東町18-30
＜介護予防サービス＞			
介護予防訪問入浴介護	あり	美杉会訪問入浴センター	枚方市西招提町2166
介護予防訪問看護	あり	美杉会訪問看護STまきの	枚方市養父東町65-1
介護予防訪問リハビリテーション	あり	介護老人保健施設美杉 介護老人保健施設美樟苑	枚方市西招提町2166 枚方市養父東町18-30
介護予防居宅療養管理指導	あり	佐藤病院	枚方市養父東町65-1
介護予防通所リハビリテーション	あり	介護老人保健施設美杉 介護老人保健施設美樟苑 佐藤病院	枚方市西招提町2166 枚方市養父東町18-30 枚方市養父東町65-1
介護予防短期入所生活介護	なし		
介護予防短期入所療養介護	あり	介護老人保健施設美杉 介護老人保健施設美樟苑	枚方市西招提町2166 枚方市養父東町18-30
介護予防特定施設入居者生活介護	なし		
介護予防福祉用具貸与	なし		
特定介護予防福祉用具販売	なし		
＜第1号事業＞			
予防訪問事業	あり	美杉会ホームヘルパースTまきの 美杉会ホームヘルパースTむらの 美杉会ホームヘルパースT長尾	枚方市養父東町65-1 枚方市星丘2-14-31 枚方市藤阪東町3-5-8
予防通所事業	なし		
＜地域密着型介護予防サービス＞			
介護予防認知症対応型通所介護	なし		
介護予防小規模多機能型居宅介護	なし		
介護予防認知症対応型共同生活介護	あり	グループホーム美杉 グループホームくすのき	枚方市西招提町2166 枚方市養父東町18-30
介護予防支援	なし		
＜介護保険施設＞			
介護老人福祉施設	なし		
介護老人保健施設	あり	介護老人保健施設美杉 介護老人保健施設美樟苑	枚方市西招提町2166 枚方市養父東町18-30
介護療養型医療施設	なし		
介護医療院	なし		

(別添2)

有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表

		施設で実施するサービス(介護保険外サービス等)		備 考
			料金※(税込みの総額)	
介護サービス	食事介助	あり	月額費に含む	希望により居室内で食事介助を実施する場合、30分770円負担
	排せつ介助・おむつ交換	あり	月額費に含む	
	おむつ代	あり	利用料金表参照	自己負担
	入浴(一般浴) 介助・清拭	あり	週3回までは月額費に含む	週4回以上の場合、30分770円負担
	特浴介助	あり	週3回までは月額費に含む	週4回以上の場合、30分770円負担
	身辺介助(移動・着替え等)	あり	月額費に含む	
	機能訓練	あり	月額費に含む	
	通院介助	あり	協力医療機関への送迎、救急対応時の付き添いは月額費に含む	協力医療機関以外への送迎をご希望の場合は、職員1名につき30分770円負担
生活サービス	居室清掃	あり	月額費に含む	
	リネン交換	あり	週1回までは月額費に含む(汚染時都度)	週2回以上のリネン交換の場合、1回610円負担
	日常の洗濯	あり	週3回までは月額費に含む	
	居室配膳・下膳	あり	月額費に含む	
	入居者の嗜好に応じた特別な食事	あり	月額費に含む	選択メニューをご希望の場合は、1回につき150円または610円負担
	おやつ	あり	月額費に含む	
	理美容師による理美容サービス	あり	利用料金表参照	自己負担
	買い物代行	あり	定期実施の月1回までは月額費に含む	定期以外の場合、30分770円負担
	役所手続代行	あり	介護保険更新・区変手続は月1回までは月額費に含む	定期以外の場合、30分770円負担
	金銭・貯金管理	なし		
健康管理サービス	定期健康診断	あり		希望により自己負担で実施
	健康相談	あり	月額費に含む	
	生活指導・栄養指導	あり	月額費に含む	
	服薬支援	あり	月額費に含む	
	生活リズムの記録(排便・睡眠等)	あり	月額費に含む	
入退院のサービス	移送サービス	あり	協力医療機関への場合、月額費に含む	協力医療機関以外への場合、付添者1名につき30分770円負担
	入退院時の同行	あり	協力医療機関への場合、月額費に含む	協力医療機関以外への場合、付添者1名につき30分770円負担
	入院中の洗濯物交換・買い物	あり	協力医療機関への場合、週1回までは月額費に含む	週2回以上の協力医療機関への洗濯物交換は1回につき610円負担
	入院中の見舞い訪問	あり	協力医療機関への場合、月額費に含む	

(別添3)特定施設入居者生活介護等に関する利用料金表(地域区分別の単価(5級地10.45円)を含んでいます。)

【令和6年(2024年)7月1日現在】

① 介護報酬額の自己負担基準表(介護保険報酬額のうち利用者負担額に応じた額を負担していただきます。)

	単位	利用料	自己負担分 (1割負担の場合)	自己負担分 (2割負担の場合)	自己負担分 (3割負担の場合)
要支援1	183	1,912円	192円	383円	574円
要支援2	313	3,270円	327円	654円	981円
要介護1	542	5,663円	567円	1,133円	1,699円
要介護2	609	6,364円	637円	1,273円	1,910円
要介護3	679	7,095円	710円	1,419円	2,129円
要介護4	744	7,774円	778円	1,555円	2,333円
要介護5	813	8,495円	850円	1,699円	2,549円

※身体拘束廃止に向けての取り組みとして、身体的拘束適正化の指針整備や適正化委員会の開催、定期的な職員研修の実施などを行っていない場合は、上記金額の90/100となります。

【要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。】

	単位	利用料	自己負担分 (1割負担の場合)	自己負担分 (2割負担の場合)	自己負担分 (3割負担の場合)	算定回数等
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200	2,090円	209円	418円	627円	1月につき
ADL維持等加算(Ⅰ)(★)	30	314円	31円	63円	94円	1月につき
夜間看護体制加算(Ⅱ)(★)	9	94円	10円	19円	29円	1日につき
若年性認知症入居者受入加算	120	1,254円	126円	251円	377円	1日につき
協力医療機関連携加算	100	1,045円	105円	209円	314円	1月につき
口腔・栄養スクリーニング加算	20	209円	21円	42円	63円	1回につき
科学的介護推進体制加算	40	418円	42円	84円	125円	1月につき
退院・退所時連携加算(★)	30	313円	32円	63円	94円	1日につき
退居時情報提供加算	250	2,612円	262円	523円	784円	1回につき
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	10	104円	11円	21円	32円	1月につき
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	5	52円	6円	11円	16円	1月につき
新興感染症等施設療養費	240	2,508円	251円	502円	753円	1月1回(連続する5日を限度)
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10	104円	11円	21円	32円	1月につき
看取り介護加算Ⅰ(★) (死亡日以前31日以上45日以下)	72	752円	75円	150円	226円	1日につき
看取り介護加算Ⅰ(★) (死亡日以前4日以上30日以下)	144	1,504円	151円	301円	452円	1日につき
看取り介護加算Ⅰ(★) (死亡日以前2日又は3日)	680	7,106円	711円	1,422円	2,132円	1日につき
看取り介護加算Ⅰ(★) (死亡日)	1,280	13,376円	1,338円	2,676円	4,013円	1日につき
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22	230円	23円	46円	69円	1日につき
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の128/1000	左記の単位数×地域区分	左記の1割	左記の2割	左記の3割	基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数(所定単位数)

※(★)は要介護のみ。

② 要支援・要介護別介護報酬と自己負担額見積もり

介護報酬		要支援1	要支援2			
自己負担	(1割の場合)	7,667円	12,264円			
	(2割の場合)	15,335円	24,529円			
	(3割の場合)	23,003円	36,794円			
介護報酬		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
自己負担	(1割の場合)	20,681円	23,050円	25,526円	27,824円	30,264円
	(2割の場合)	41,362円	46,101円	51,052円	55,649円	60,259円
	(3割の場合)	62,044円	69,151円	76,578円	83,473円	90,793円

・上記見積もりは、生活機能向上連携加算(Ⅱ)、夜間看護体制加算(Ⅱ)(要支援は除く)、協力医療機関連携加算、サービス提供体制強化加算(Ⅰ)、科学的介護推進体制加算、高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)(Ⅱ)、介護職員処遇改善加算(Ⅰ)を含んでいます。各種要件を満たした場合、退院・退所時連携加算(要支援は除く)、看取り介護加算(要支援は除く)、若年性認知症入居者受入加算、口腔・栄養スクリーニング加算、ADL維持等加算(Ⅰ)、退居時情報提供加算、新興感染症等施設療養費、生産性向上推進体制加算(Ⅱ)が算定されます。

・1ヶ月30日で計算しています。

※(利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合)上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費等の支給(利用者負担額を除く)申請を行ってください。

③加算の概要

・生活機能向上連携加算(Ⅱ)

生活機能向上連携加算(Ⅱ)は、指定訪問リハビリテーション等の理学療法士等が当事業所を訪問し、当事業所の機能訓練指導員、介護職員等と共同で身体状況の評価及び個別機能訓練計画の作成と、計画に沿った機能訓練を提供した場合に算定します。また、計画の進捗状況は3月ごとに評価し、必要に応じて訓練の内容等を見直します。

・ADL維持等加算【要支援は除く】

ADL維持等加算は、一定期間に当事業所を利用した者のうち、ADL(日常生活動作)の維持又は改善の度合いが一定の水準を超えた場合に算定しま

・夜間看護体制加算(Ⅱ)【要支援は除く】

夜間看護体制加算は、看護に係る責任者を定め、看護職員又は病院等との連携により、利用者に対して24時間連絡できる体制と必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保している場合に算定します。

なお、重度化した場合における対応に係る指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して指針の内容を説明し、同意を得ます。

・若年性認知症入居者受入加算

若年性認知症入居者受入加算は、若年性認知症(40歳から64歳まで)の利用者を対象に指定特定施設入居者生活介護を行った場合に算定します。

・協力医療機関連携加算

協力医療機関連携加算は、当施設の看護職員が利用者ごとに健康状態の状況を継続的に記録し、協力医療機関や主治医に対して利用者の健康状況について、月に1回以上情報提供し、また、入居者の同意を得て、現病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催している場合に算定します。

・口腔・栄養スクリーニング加算

口腔・栄養スクリーニング加算は、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態のスクリーニングを行った場合に算定し

・科学的介護推進体制加算

科学的介護推進体制加算は、利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出し、その情報を特定施設入居者生活介護の適切かつ有効な提供に活用している場合に、算定します。

・退院・退所時連携加算【要支援は除く】

退院・退所時連携加算は、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院から当事業所に入居した場合に、入居した日から30日以内の期間について算定します。

・退居時情報提供加算

退居時情報提供加算は、入居者が医療機関へ退居した場合、退居後の医療機関に対して、入居者の同意を得て、情報を提供した場合に算定します

・高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)

感染対策にかかる加算を算定する医療機関等が定期的に行う院内感染対策に係る研修または訓練に1年に1回以上参加している場合に算定します。

・高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)

診療報酬における感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けている場合に算定します。

・新興感染症等施設療養費

新興感染症等施設療養費は、感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者等に対し、適切な感染対策を行った上で、該当する介護サービスを行った場合に算定します。

・生産性向上推進体制加算(Ⅱ)

介護現場における生産性の向上の取組にあたって必要な安全対策について検討した上で、見守り機器等のテクノロジーの活用及び職員間の適切な役割分担等の取組等により介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められた施設についての加算です

・看取り介護加算【要支援は除く】

看取り介護加算は、看取りに関する指針を定め、医師が一般的な医学的見地にに基づき回復の見込みがないと診断した利用者に対して、多職種共同にて介護に係る計画を作成し、利用者又は家族の同意のもと、入所者がその人らしく生き、その人らしい最期を迎えられるように支援した場合に算定し

・サービス提供体制強化加算(Ⅰ)

サービス提供体制強化加算は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして枚方市に届け出た施設が、利用者に対して特定施設入居者生活介護を行った場合に算定します。

・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)

介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)は、介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。介護職員等処遇改善加算は、区分支給限度基準額の対象外となります。